

携帯電話やスマートフォンなどを学校へ持参を希望される保護者の皆様へ

学校における携帯電話やスマートフォンの取り扱い等について

日頃から本校の教育活動に、ご理解やご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本校では、現在、文部科学省から平成21年1月による下記の通達内容を基本としております。

- ・携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ・携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

また、令和2年6月24日、文部科学省は中学校へのスマートフォン（以下＝スマホ）等の持ち込みを「一定条件の下、持ち込みを認めるのが妥当」としました。

< 条 件 >

- ① 管理方法や紛失などが起きた際の責任を明確にする。
- ② 閲覧対象を制限する「フィルタリング」を保護者の責任で設定する。
- ③ 危険性や正しい使い方を適切に指導する。

このことを踏まえ、本校では、以下の理由なども含め、校内持ち込みを希望する保護者の申し出によって学校への持ち込みを引き続き許可したいと考えます。

「家庭の事情により、下校途中で保護者と待ち合せなければならない。」

「携帯電話で危険回避できた前例・実例がある。」など

一方、スマホや携帯電話が必要なのは登下校時であり、学校にいる間は不要と考えております。学校にスマホや携帯電話を持ち込むことで、以下のようなトラブルも考えられます。

「休み時間などに携帯電話を使ってしまう。」

「授業中に着信音やアラームが鳴る。」

「学校内や登下校時に携帯電話を紛失してしまう。」

「操作の誤りや他の児童への貸し借りなどによって破損などが生じる。」など

また、スマホや携帯電話は高価であり、近年は電子決済機器として活用もできる機種があるため、金銭的なトラブルにつながる危険性もあります。

これらのことから、本校で携帯電話やスマートフォンを持ち込む際の基本対応（ガイドライン）を保護者の皆様にもお伝えいたします。

記

- ◆登下校や在校中のスマホや携帯電話の紛失・破損などについては、保護者の責任において対処してください。
 - ◆どのような場合であってもスマホや携帯電話の紛失・破損などについて、学校は一切、修理弁済などの責任を負わないこととします。
- ※学校は、本来、教育活動に不要である携帯電話やスマートフォンを便宜的に一時的に預かるため、本来業務ではありません。そのために、保管に関する責任は負うことができないと考えます。

(1) 持ち込みの申請書の提出について

上記の内容を承諾いただくことを前提として、校内へスマホや携帯電話を持ち込む希望のある保護者には、『許可申請書』(別紙)に必要事項を記入して学校へ提出をお願い致します。今まで預けていた方も、改めて「許可申請書」の提出をお願い致します。

(2) スマホや携帯電話を預ける際の原則ルール

①登校後に電源を切り、職員室前にある個人の名前が記載された袋に入れ、必ず職員室の所定の場所へ持参すること。

※在校中は、他の児童が触れづらい職員室内の場所で保管します。

②下校時は、職員室で教職員が本人に手渡しで返却します。

※ただし、行事や授業変更などで返却方法が変わる場合があります。

(3) その他のルール

①在校中は、緊急時の連絡に携帯電話を使用しないでください。その際は、学校へ直接電話してください。

②同じ機種が多数あるため、スマホや携帯電話は、必ず、記名(ケースやカバーなども可)して持参してください。

※上記のルールは、各学級でも児童に「約束」として説明いたします。

これまで同様、保護者の皆様方の事情をご推察のうえ、ご理解やご協力をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。また、このことにつきまして、ご質問などがある場合は、管理職(教頭)までお知らせください。

校内への携帯電話・スマートフォンの持ち込み

『 許 可 申 請 書 』

小樽市立花園小学校

年 組 児童名

保護者名

印

下記の理由から、携帯電話・スマートフォンの持ち込み許可をいただきたく申請します。

【許可申請理由】

1. _____

2. _____

【許可申請期間】

令和 年 月 日 から 令和 年 3 月 日（修了式当日）まで

【校内持ち込み機種について】

契約会社名 _____

機 種 名 _____

携帯電話・スマートフォンの色 _____

また、持ち込む際には下記条件を守ると共に、児童にも責任を持って指導します。

- (1) 携帯電話・スマートフォンの紛失・損傷などについて、学校は一切責任を負わないことを承諾します。
- (2) 携帯電話・スマートフォンには、必ず、記名して（ケースやカバーの記名も可）持参します。
- (3) 登校直後に職員室に持参し、職員室で保管してもらいます。
- (4) 携帯電話・スマートフォンの機能を、あらかじめ居場所確認と通話限定に設定しておきます。
- (5) 在校中は、緊急時の連絡にも携帯電話・スマートフォンを使用しません。
- (6) 他人との貸し借りはしません。